

Title	エドワード三世に関する一考察(下)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.11 (1924. 11) ,p.1636(98)- 1643(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19241101-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エドワード三世に關する 一考察(下)

高 木 壽 一

三

エドワード三世に歸せられたる第三の點——
勞働人民の間の勤儉の獎勵に努めたること——
に就きては二個の疑問を生ずべし。即ち、其勤儉
獎勵は果して一の政策たるの名に値すべき程に
重大なる性質のものなりやと、其を以て議會よ
りも寧ろ國王に歸すべきを吾人に確證する證左
の存するものありやとの疑問なり。此政策の記
録せられたる一三三六年と一三六三年の唯二個
の實例の中、前者は大戦役の開始、課税の最高極
度に達し居たる時に當り、後者は恰も平和締結

達する物件動産を有せざる人々に對してのみ適
用せり。

戦勝に續くに忽ちに疫癘並に飢饉あり、且つ
二十年間フランスを蹂躪せる歸還軍隊は掠奪を
行ひて其隣人の平和を亂しつゝ、ありし國家的窮
境の秋に際し、又總ての階級の道德頹廢して慣
習並に宗教の束縛廣く無視せられたる時に當り
ては、貴族並に高僧を除く總べての階級の關與
すべき國家的改革に對する要求の存せしなり。
諸勞働者法は賃銀の規定と共に物價の規定をも
定めたりと雖も、賃銀が確定せる最高額に定ま
れるに反して、物價は僅に合理的 reasonable た
るべきことを要求せられたるに過ぎず。過當賃
銀の處罰は一般的且つ峻嚴なりしかども、過大
なる價格の處罰は唯偶時的にして無力のものな
りしなり。其は生活費騰貴に對して殆ど責任な
き、小なる工商の階級を攻むることゝなれるも、

の數年後にして、疫病の再發は戦役による疲弊
窮乏に更に加ふる所あり、庶民院は極力減税と、
賃銀物價の自然的騰貴の抑制に努力したりし時
なりしなり。此兩者の場合に於て「勤儉獎勵」
は議會法令の中に表現せられ、輿論の過渡的運
動の産物として容易に説明し得べきなり。一三
三六年議會の請願書は現存せずと雖も、一三六
三年の請願書は同年の法令が議會に代表せられ
たる諸階級の要求に基礎を置けることを示せる
なり。庶民院が示せる所には、「様々なる境遇に
在る種々の人々が己れの身分に屬せざる種々な
る衣服を用ふるの故によつて國內に於ける様々
の食料は夥しく其價格騰貴せり」と。此請願に應
じて作られたる條令は進んで騎士ナイトの階級に到る
までの各階級の服裝を規定し、他方食糧に關す
る比較的重要事項に就きては其が制限は唯農業
勞働者巡回職人其の雇人或は四十志シヤウツの價値に

而も此等の階級は巡回職人或は勞働者と同様に
殆ど議會に於て代表せらるることなきものな
り。恐らく之がために、一三六三年の條令には
各商人を商業中の一部門にのみ限ることにより
て大輸入商の獨占を抑制せんことを目的とせる
條項を包含するに到らしめたり。

されど唯僅に一箇年の經驗は之等の國家的改
造の諸方策は匡正せんと稱したる諸弊害をば寧
ろ實際増大するに役立てることを示すに充分な
りしなり。商人を單一商業部門に制限すること
は、國王による敕許獨占權賦與の根據を興へ、
物價を以前よりも三割騰貴せしめたり。從て庶
民院は其法令全部の廢止せられむこと、敕許狀
の取消されむこと並に「如何なる身分境遇の者
も總べての人々は、自己、妻子、雇人に對して自
ら最良と考へらるる方法に於て、衣食の生計を
自由に處理し得べき」ことを請願せるなり。

四

政策 Policy なる語は公の事項に關する目的の繼續的統一或は斯る統一を得んとする企畫を意味すべし。そは一の全體としての國民の利害の意識による立法並に行政の支配にして、多少の適當なる觀念によりて導かれ、比較的小なる利害を制御し從屬せしめ得るものを云ふ。國家的政策を云爲する場合には、吾人は一の國家的利益の存在、即ち其活動により諸階級或は地方による局部的利害が或程度まで調和され支配される國家的利益の存在を假定す。エドワードの議會の諸記録の中に果して何等か之が證左たるべきものありや。

屢々立法の基礎として擧示せられ又庶民院の意見を表明するものと云はるる國王に對する請願書を見るに、其多くに表現せられたる諸要求は國民的と稱せらるるに足る廣汎なる利害を表

示し、其等は一一致調和し且つ有力ならんには充分繼續して支持せられて一の政策を構成するに足るものなり。

之等の諸利害の中最も廣汎なるは、對佛戰爭によりて必要となれる夥しき増税に反對せる納税者の利害なり。實に此は其治世の終始、議會に作用せる最も普遍有力にして、繼續的利害たりしものなれども、經濟政策の上に間斷なき効果を表はすことなく、寧ろ國王の資金需要の増加と結びて羊毛貿易に關する政策の著しき斷絶を生せしむるの傾きを有せしなり。

而も請願書は一層直接にして繼續的なる諸結果を財政策の上に及ぼしたる他の廣汎なる經濟的利益あるを示す。之等の利害中の最大なるは羊毛生産者の利害にして、彼等は議會に代表を有する人々の大多數を包含せるものなり。彼等の第一の願望は羊毛に對して無税なるべきことな

れども、若し課税せらるべきものならば、諸種の羊毛に對して、其租税が外國消費者の負擔となる結果を有すべき最低價格を設定せんことを望めり。彼等は同じく羊毛輸出に對する重要市場の如何なる制限にも反對したれども、彼等は、明かに國王並に商業的獨占の利益のために設定せられたる單一の在外重要市場 (foreign staple) よりも、寧ろ自國並に國外の購買者の比較的自由の集散地たるべき多數の重要市場 (staple) を擇びしなり。

此羊毛生産者の利害と全く別個にして屢々相反せるとするあるは羊毛商人 (dealers in wool) の利害なり。されど之等の商人は決して悉く其軌を一にしたるには非ず。少くとも三種の商業的利害を代表するものありて、各々其治世の三種の市場政策の孰れかと結合せり。(1) 一團の商人は内地の羊毛供給と自由に接觸を保たんが

ために總べての重要市場の全廢を主張する點に於て羊毛生産者と明に一致す。(2) 他の一團の商人は彼等の地方的關係により、優先的利益を收むることを可能ならしむる内國市場 (home staple) の設立に賛成せり。且つ(3) 一の在外市場 (foreign staple) の維持に基礎を置く種々なる獨占計畫は輸出豪商の少數階級の支持を喚起したるなり。

而して對佛戰役の第二期を通じて、國王の財政的機會主義 (fiscal opportunism) によりて、右の第二、第三の利害代表者と相結ばんがために種々の畫策は行はれたり。されど之等の畫策は庶民院の反對、國王の常住の不誠意、並に國王が相結ばんとせる諸利害間の軋轢によりて失敗に歸せるなり。一般納税者、羊毛生産者、及び小商人はブリュージュ、重要市場 (Staple at Bruges) に體現せられたる獨占の存續に反對して結合せ

り。自國獨占者の組合の繼續五十年の經驗は右の人々をして輸出貿易より英國資本家を排斥せんこと、且つ羊毛生産者並に小商人が外國資本の自由流入の利益を享くべき内國市場(home staple)の再設を要求せしむるに到れり。茲に國王は破れたる獨占制度を捨つるの代償として三ヶ年間羊毛特別税の承諾を得、且つ必ず一層高率の輸出税を外國商人より自己に與へらるべき自國輸出商排斥に進んで同意したるなり。

然共、若しエドワードの治世の中期十年に於ける外國貿易制規が國家的政策の著しき傾向を表明するものとするも、明に其政策についてなさるべき二個の斷定の存在すべし。該政策はエドワードの政策にあらずして議會の政策なり。且つそはマーカンチリズムの政策にあらず。即ち外國の競争に對して自國の商人、工業家、船舶所有者の保護を目的とすることなかりしな

ことを示すものなり。

乍然後代のマーカンチリズムと極めて密接なる關係にあり、其明確なる起源のエドワードの時代に發見せらるる所ある國家的政策の一面あり。法令に示されたる所によれば内國市場設置の主要因の一は「國土に貨幣並に地金銀(板金銀)を充さんとす」。願望にして、こは庶民院の請願に合致せる所多くして單に國王の財政的窮乏の必要にのみ歸すべからず。地金銀政策は財政的必要に促されたることは疑なしと雖も又一般の輿論によりても支持せられたり。其輿論は、假令謬見なりしにもせよ、抽象的或は理論的の謬想には非ざりしなり。

國際金融の作用急速に發展し、複本位制度が如何なる所にも採用せられつゝありし其時代に於ては、貨幣の本質に關する謬れる觀念と諸政府の殆ど普遍的なりし不信とは通貨並に外國

り。而も其議會の政策はエドワードによりて行はれたる、後代のマーカンチリズムの諸策と共通なる點極めて多きものある財政的機會主義の諸方策に専心反對したるに於て生じたるものなり。エドワード三世は「商業の父」と稱號に對しては毫も其資格を有することなし。されど、若し彼の財政的外交的諸方策にして國民的利益の廣汎なる基礎の上に其根據を求めたりしならば「マーカンチリズムの父」と看做さるべきには眞の資格を有したるものと云ふべきなるべし。マーカンチリズムは商人並に工業家が議會に有力となりて彼等の利益を國家的利益と表明し得るに到りたる時に一の政策となりしものなり。されば商人と個々別々に相結ばんとせるエドワード三世の諸畫策は即ち彼の治世の前半に於ては納税者、生産者並に消費者としての地主階級の利害が未だ議會に於て其の勢力の優越なりし

爲替をば常住の混亂裡に陥れたり。而も中世の諸政府が絶えず矯めんことに努むると稱したる諸弊害なるものは、彼等自らの行爲の結果に出でたること決して少なからざるは從來歴史家の充分に認むる所に非ざるなり。例令、エドワード一世が一二九九年に自國貨幣の流出、外國貨幣の流入を阻止せんことに努め而も徒爲に終りしと稱せらるる如く、通貨の流出流入に關する不平はエドワード三世の戦時財政の下にありては一の常例の事たるに到れるなり。庶民院は之等の諸現象の原因を充分に理解せざりしと雖も其要求は合理的にして肯綮に當れり。社會的不安並に物價の動搖常なき時代に於ては、政府が通貨を不法に變更することにより其上にも公私契約の全班を攪亂すべからざることを要請するは不合理の事と云ふべからず。又、政府が其債務を支拂ふの用に當てたる其劣等鑄貨を租税と

して受理すべきことを望み、或は貨幣が其從來の價値の三分の一を失へる時、人民の羊毛の政府買收價格も適當の程度にまで引上げらるべきことを要求することは亦決して不自然のことは非ざりしなり。

而して、スタップス教授の云へる「エドワードはリチャード一世と同様に専ら英國を物資供給の源泉として尊重せり」との一事を除きては如何なる明確なる經濟政策をもエドワードに歸すべし何等の根據も殆ど存することなし。何等か特殊の政策が其時代と關聯せしめられんか、そは議會の業績に歸せらるべきなり。「Policy of plenty」より「Policy of power」の變遷は議會の意見の變化に應ずるものにして、異常の經濟的才幹を備へたる國王の判定に基けるものにあらず。

「Policy of power」或は又マーカンチリズム

「policy of plenty」或は自由貿易に就きて見るに、自由貿易に對する要求、即ち重要市場(staple)の諸々の制限の緩和、國內の生産者及び消費者或は其代理者と外國輸出輸入商人との自由交通の要求は其治世の當初四十年を通じて反覆常に其力を増して表明せられたるを見る。長き間隔を以て一三三六年、一三五一年、一三六五年の「自由貿易」の諸法令並に一三五四年 Statute of the Staple にも表明せられたり。而も「自由貿易」の諸法令を實際に其治世の政策を構成するものと看做すは重大なる誤謬なるべし。事實其等は國王の行政的財政的活動に對する單なる抗議、而も大部分無効なる抗議たるに過ぎざりしなり。一三三五年、一三五一年、一三六五年の諸條令は各々其制定の僅か一年にして空文に歸せり。其等の法令を廢棄せしむるに到れる反對勢力は戰時財政の常住の緊急逼迫に存

の主要要素の若干はリチャード二世の議會の諸法令中に體現せられたるを見ること疑なしと雖も、リチャード二世の治世を通じて議會は終始一貫して一のマーカンチリズム政策か或は他の何等かの形態の經濟政策かを遂行せりと想像するが如きは全然誤謬なり。殆ど各年の議會の都度前年の議會の政策に反動、時には夥しき反動を示したり。斯くの如きは一三八一年議會が可決せる自國船舶保護の最初の法令の其後の經過、一三九一年の「自由貿易」政策と一三九三年の外國人排斥の法制との間の對照等に見らるべきなり。エドワードの治世を全盤より觀れば、吾人は議會に於けるマーカンチリズムの思想並に政策の明確なる發達を認めざるべからずと雖も、而も其反對説も絶えず盛んにして屢々成功せる所ありしなり。

エドワード三世の諸議會によりて行はれたる

す。實際に於て、エドワード三世の治世に於て自由貿易政策の實現せられしことの少なる、リチャード二世の治世に敢て劣らざるに似たり。此兩時代の對照は政治的術策としての政策の對照にあらずして、治世經國の論理的基礎としての政策の對照なり。そは思想、理論の新なる發達、並に以て新なる思想が有效に表現さるべき議會に代表せられたる組織的利害の新なる發達を意味するものなり。されど斯る發達は此兩治世を對照することによりて求めらるゝのみならず、エドワードの治世の相續ける前記各十年期を比較するによりても亦窺知し得べきなり。

(完)